

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 綾瀬市内での創業を促進し、市の産業の活性化を図ることを目的として、市内で新規創業又は新事業等に挑戦し第二創業を行う者に対し、その創業に要する経費について予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規創業 事業を営んでいない個人が、初めて事業を開始し、又は初めて会社を設立して当該会社の事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 既に事業を営んでいる個人又は会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、綾瀬市内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社の新たな事業を開始することをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (4) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗等（仮設又は臨時のものその他その設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で新規創業又は第二創業を行う者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を置き、又は置くことを予定している者であること。
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村から特定創業支援等事業による支援を受けた者又は受ける予定の者であること。
- (3) 中小企業者又は中小企業者となることを予定している者であること。
- (4) 市長が別に定める補助事業期間に個人開業又は会社等の設立を行い、その代表となる者若しくは既存事業以外の新事業を開始する者であること。
- (5) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納している者であること。

(6) 綾瀬市商業者支援事業補助金（空き店舗活用事業）又は同様の趣旨の他の補助金等の交付（国及び県によるものを含む。）又は交付決定を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とならない。

(1) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当する者

(2) 次のいずれかに該当する事業を営み、又は営もうとする者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

イ 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 公序良俗に反する事業及び補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業

オ その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第2号については、市内の当該事業者が発注することを条件とする。

(1) 事業の用に供する建物の賃貸借契約上の6月分の賃料（不動産仲介手数料、敷金、礼金、保証金等を除く）。ただし、補助事業期間内のものに限る。

(2) 新たに開設する事業所の外装及び内装並びに設備に係る工事費用

(3) 事業の用に供する設備の購入に係る費用

(4) 販売の促進に係るパンフレット作成、広告掲載、ホームページ制作等広告宣伝費用

(5) その他市長が特に必要と認める経費

（補助対象業種）

第5条 補助金交付の対象となる業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する小売業（大分類Iのうち中分類58）、飲食サービス業（大分類Mのうち中分類76、77）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額、100万円を限度とし、予算の範囲内とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第2号様式）
 - (3) 特定創業支援等事業支援証明書の写し
 - (4) 個人事業者（法人にあっては代表者）の住民基本台帳法に基づく住民票の写し
 - (5) 補助対象経費の内訳を説明する書類
 - (6) 直近の国税、都道府県税及び市町村税の納付を証明する書類
 - (7) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
 - (8) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (審査)

第8条 市長は、前条の交付申請を審査するため審査会を設置し、その意見を聴いて交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

2 前項の審査会の運営等については、市長が別に定める。

(交付決定)

第9条 市長は、補助金交付の可否及び補助金額を決定したときは、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 営業に関し、必要な資格の取得、許認可、届出等を行うこと。
- (2) 開業後、3箇月、6箇月、1年、1年6箇月の各期間が経過した後、速やかに商工会等による経営診断、指導を受けること。

(3) 開業日から24箇月以上事業を継続すること。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金変更等承認申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 市長は前条の規定による申請を承認したときは、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金変更等承認通知書(第5号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(事前着手)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による補助金交付の決定通知前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、決定通知前に補助事業に着手しようとする場合において、申請時に活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付決定前着手届出書(第6号様式)を市長に提出したときは、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

(1) この要綱又は法令に違反したとき。

(2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(3) 第3条で定める要件を欠いたとき。

(4) 開業日から24箇月以内に事業を1箇月以上休止し、又は廃止したとき。

(5) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により取消しを決定したときは、綾瀬市創業者支援補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。ただし、

次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 災害による場合
- (2) その他市長が特別な事情があると認めた場合

2 前項の規定による補助金の返還金額は、交付決定額を24で除し、事業を行わなかった月数を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）とする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助対象事業の完了後30日以内に、規則第12条第1項に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 実施状況写真及び事業に係る経費の支払を証明する書類
- (2) 開業届出書又は法人設立届出書の写し
- (3) 収支決算書
- (4) 事業所等の賃貸借契約書の写し（事業所等が賃貸の場合）
- (5) 市税等の納付状況を確認できる書類（所在地又は住所が市外の場合）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第16条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査するとともに必要に応じて実地調査等を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を適当と認めたときは、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金確定通知書（第8号様式）により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（事業状況報告）

第18条 補助事業者は、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金事業状況報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、第9条第2項第2号に規定する商工会等による経営診断、指導の状況報告については、その都度、書面により報告するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日以前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

年度活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
代表者氏名
電話番号

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。なお、交付審査にあたり、市税の納付状況を確認することについて同意します。

1 事業所等所在地	
2 事業所等の名称	
3 事業内容	
4 創業（予定）日	年 月 日
5 事業の着手及び 完了（予定）日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
6 補助対象経費	円 (1)賃料 (2)外装・内装・設備工事費 (3)設備購入費 (4)広告宣伝費
7 補助金交付申請額	円
8 添付書類	

第2号様式（第7条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
申請者 名 称
氏名又は代表者名
電 話 番 号 ()

私（当社）、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第3号様式（第9条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助金の名称 活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金

2 補助金交付の可否 可 ・ 否

3 補助金交付決定額 金 円

4 補助条件

綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金要綱を遵守すること。

第4号様式（第10条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金変更等承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更等が生じたので、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の変更等	変更 ・ 中止 ・ 廃止	
変更等理由		
変更事項・内容	変更後	
	変更前	
その他		

第5号様式（第11条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金変更等承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のありました補助事業内容の変更等について、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので通知します。

補助事業の変更等	変更 ・ 中止 ・ 廃止	
変更等理由		
変更事項・内容	変更後	
	変更前	
その他		

第6号様式（第12条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付決定前着手届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
代表者氏名
電話番号

年 月 日付で申請の活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金に係る事業について、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 事業所等所在地	
2 事業所等の名称	
3 交付決定前に着手する理由	
4 交付決定前に着手する内容	
5 着手の年月日 (予定)	年 月 日

※ 交付決定前に着手した場合であっても、当該事業については交付決定されない場合がありますので了承願います。

第7号様式（第13条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金については、綾瀬市活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第8号様式（第16条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで実績報告のあった活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金について、活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 補助金の名称 活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金
- 2 補助金の交付確定額 金 円

第9号様式（第18条関係）

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金状況報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地又は住所
名 称
代表者氏名
電話番号

活力と魅力に満ちた綾瀬をつくる創業補助金交付要綱第18条の規定に基づき、
年 月末日現在の事業状況を報告します。

- 1 補助金交付を受けた年度 年度
- 2 事業状況の報告内容 別紙決算証明書類のとおり